

大正十年法律第五十七号

第一条 本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ國ノ所有ニ属モノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ
公有水面ノ干拓ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ埋立ト看做ス
本法ハ土地改良法、土地区画整理法、首都圈の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、新住宅市街地開発法、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、流通業務市街地の整備に関する法律、都市再開發法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又ハ密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律ニ依ル溝渠又ハ溜池ノ変更ノ為必要ナル埋立其ノ他政令ヲ以テ指定スル埋立ニ付之ヲ適用セス

第二条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ當該指定都市ノ長以下同ジ）ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

一 氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所

二 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域

三 埋立地ノ用途

四 設計ノ概要

五 埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間

前項ノ願書ニハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ図書ヲ添附スベシ

一 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ表示シタル図面

二 設計ノ概要ヲ表示シタル図書

三 資金計画書

四 埋立地（公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ヲ除ク）ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヲシテ使用セシムルコトヲ主タル目的トスル埋立ニ在リテハ其ノ処分方法及予定対価ノ額ヲ記載シタル書面

五 其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル図書

第三条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遲滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スル

一 法令ニ依リ公有水面占用ノ許可ヲ受ケタる者

二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ得ス

三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーー

前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三八年七月一一日法律第一四号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月を

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこ

る年から施行する。

附 則（昭和三九年七月三日法律第一五号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこ

る年から施行する。

附 則（昭和四〇年六月二九日法律第一三八号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこ

る年から施行する。

附 則（昭和四八年九月二〇日法律第八四号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四八年九月二〇日法律第八四号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一六日法律第六七号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五七号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五七号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五七号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日法律第六二七号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日法律第六二七号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日法律第六二七号）抄

（施行期日）抄

1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 第二条第一項第一号乃至第三号二掲グル事項二相当スル事項」とし、新法第十一條中「第二条第一項第一号乃至第三号二掲グル事項」とあるのは「公有水面埋立法の一部を改正する法律（昭和四八年法律第八十四号）」ノ施行後遅滞ナク」と、前条第二項各号二掲グル事項」とあるのは「前条第二項各号二掲グル事項二相当スル事項」とし、新法第十一條中「第二条第一項第一号乃至第三号二掲グル事項」とあるのは「第二条第一項第一号乃至第三号二掲グル事項二相当スル事項」とする。

第一項 第二条第一項第一号乃至第三号二掲グル事項を徴した旧法による出願人の出願に係る埋立てについては、新法第三条第一項中「遅滞ナク」とあるのは「公有水面埋立法の一部を改正する法律（昭和四八年法律第八十四号）」ノ施行後遅滞ナク」と、前条第二項各号二掲グル事項である。

第一項 第二条第一項第一号乃至第三号二掲グル事項二相当スル事項」とし、新法第十一條中「第二条第一項第一号乃至第三号二掲グル事項」とあるのは「第二条第一項第一号乃至第三号二掲グル事項二相当スル事項」とする。

第一項 第二条第一項第一号乃至第三号二掲グル事項を徴した旧法による出願人の出願に係る埋立てについては、新法第三条第一項の規定により意見を徴する必要がないものについては、この法律及ぶこれに基づく政令に別段の定めがあるものの規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及ぶこれに基づく政令に別段の定めがあるものの規定により國又は地方公共団体の相当の機関に承認に係る埋立てについて、附則第三項及び第一項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定

対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をしき行政令（以下

（注）この条において「処分庁」という。に施行日

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。」

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百一十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

第三百四十四条の規定 公布の日

附 貞 (平成二年五月三一日法律第十九号) 抄

（施行期日）

(平成十二年法律第九十号) の施行の日から施行する。

行する
附 則（平成一五年六月二〇日法律第二

(施行期日) ○一號抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月三十日までに適用する。

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第八四号）

(施行期日)

第一条 この法律は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。
附 則
(平成二六年六月四日法律第五二)

金月二十六日四時清行第三
抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
(施行期日)

（処分、申請等に関する怪過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定

については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。) の施行前にこの法律による改

正前のそれぞの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下二の項による）

等の处分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行

の実現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

一 第五百九条の規定

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日
(政令への委任)